

標 題：

日本籍船の検査規則の改正について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 218

Date: 平成9年7月1日

関係船主、造船所 各位

この度、船舶安全法及び関連省令が改正(1997年7月1日施行)され、定期検査の間隔が現行の4年から5年に改められました。また、これに併せて HSSC*1 方式による検査の実施及び証書の発行が先取り導入されることになりました。

本会においても、この改正に合わせて日本籍船用の「登録規則」、「国際条約による証書に関する規則」、「鋼船規則B編」、「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」、「揚貨設備規則」、「自動化設備規則」、「冷蔵設備規則」、「高速船規則」、「強化プラスチック船規則」、「フローティングドック規則」及び「潜水装置規則」並びに関連の細則及び検査要領を改正いたしましたので、添付の通り、本改正の概要、適用及び経過措置についてお知らせ致します。なお、詳細につきましては、近々発行される「鋼船規則等の一部改正」をご参照下さい。

*1: HSSC-Harmonized System of Survey and Certification; SC, SE, LL 等の条約検査を毎年の定められた時期に行うことで、各種条約証書の有効期間を統一し、検査の円滑な実施と受検者の利便の向上を図ったもの。本要件を規定する SOLAS88 議定書等については、今日現在発効要件を満たしていない。

以上

お問い合わせ：(財)日本海事協会 検査技術部

Tel: 03-5226-1027 Fax: 03-5226-2029

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。

添付：日本籍船の検査規則の改正の概要及び実施について

1. 改正規則の概要

1.1 鋼船規則B編の改正

登録規則改正により船級証書の有効期間を5年とし、これにより定期検査の間隔が5年となる。更に、船底検査を定期検査の時期に実施する他、検査の種類及び実施時期について表1. に示す通り改正した。検査の内容については、HSSCに基づく検査のガイドライン(IMO 決議. A. 746)、更に IACS UR Z7(ESP 対象外船舶に対する検査に関する統一規則)、Z10.3(危険化学品ばら積船に対する ESP の統一規則)の採り入れ等を行った他、要件の整理、見直しを行い、日本籍以外の船舶に対する検査方式に出来るだけ合わせ、船級検査の実施方法の一本化を図った。なお、内航船にあっては、従来通り検査の内容については、参酌するものの検査の実施時期については、外航船と同じ扱いとする。

表1. 検査の種類と実施時期

検査の種類	実施時期
年次検査 (現行第2種中間検査)	①毎年の検査基準日 ^{*2} の前後3ヶ月以内。 ②延期不可。 ③上記①のレンジより前に繰り上げて行った場合は、繰り上げて実施する日から3ヶ月後の日を新たな検査基準日とする。
中間検査 (現行第1種中間検査)	①2回目又は3回目の検査基準日 ^{*2} の前後3ヶ月以内。 ②延期不可。 ③2回目の年次検査から3回目の年次検査の間の時期に実施した中間検査の項目については、3回目の年次検査の時期に行う中間検査では、見込みにより省略可。 ④上記①のレンジより前に繰り上げて行った場合は、繰り上げて実施する日から3ヶ月後の日を新たな検査基準日 ^{*2} とする。
定期検査	①船級証書の満了日の前3ヶ月以内に完了。この場合、新船級証書の満了日は、旧船級証書の満了日の5年後の日と同じ日となる。 ②4回目の年次検査の時期から開始し、証書の満了日の前3ヶ月以内に完了する方式とすることができる(所謂コンスーンプリット方式)。 ③最大3(1)ヶ月延期可。 ^{*3} この時期に行う船底検査、ボイラ検査及び第2種プロペラ軸検査も合わせて、延期可。但し、船底検査では、いかなる場合も前回から36ヶ月を超えてはならない。
船底検査	①定期検査の時期及び前回から36ヶ月を超えない時期。 ②定期検査時に行うもの(前回から36ヶ月を超えない)を除いて延期不可。
ボイラ検査(現行1中及び定検に含まれる)	①定期検査の時期及び前回から36ヶ月を超えない時期。 ②定期検査時に行うものを除いて、延期不可。
プロペラ軸及び船尾管軸の抜き出し検査	1. 第1種軸： ①前回から5年を超えない時期又は部分検査を実施した場合は、同部分検査の実施から油潤滑式では3年、1C種軸では5年を超えない時期。 ②最大3(1)ヶ月延期可。 ^{*3} ③承認された耐食性材料のプロペラ軸については、36ヶ月を超えない

	間隔での部分検査を条件に前回から5年を超えない時期。 2. 第2種軸： ①定期検査の時期及び前回から36ヶ月を超えない時期に実施。 ②定期検査時に行うものを除いて、延期不可。
機関計画検査(現行の定期検査に代わるCMS等)	①CMSについては各項目が5年を超えない時期。 ②PMS, PMMSは、受検計画書に定める時期。

*2:「検査基準日」とは、船級証書の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいい、船級証書の有効期間の満了日を除く。

*3:検査地への航海のため、日本国外にあっては最大3ヶ月(それ以外では最大1ヶ月)書類により延期可。

1.2 その他検査規則の改正

鋼船規則B編の改正に合わせてその他の規則の検査関連について、次の通り改正を行った。

1.2.1 海洋汚染防止のための構造及び設備規則

- ①検査実施時期及び検査の種類を鋼船規則B編改正案に合わせた。(現行中間検査を年次検査及び中間検査に改正)
- ②定期検査では、4回目の年次検査検査から定期検査の時期までに行った事項について、検査員の見込みにより省略できるものとした。
- ③中間検査では、2回目の年次検査検査から3回目の年次検査の時期までに行った事項について、3回目の年次検査の時期に行う中間検査では、検査員の見込みにより省略できるものとした。
- ④有害液体物質排出防止のための設備に対する中間検査において、残留物排出記録装置の流量計の精度確認をHSSCガイドラインに倣って追加した。

1.2.2 揚貨設備規則

- ①検査の種類及び検査の実施時期を次表の通り改めた。

検査の種類	実施時期
年次検査：デリック装置の検査	登録検査、定期検査又は年次検査終了の日から12ヶ月を超えない時期 ^(注1)
年次詳細検査：デリック装置以外の揚貨設備に対する詳細検査	登録検査又は年次詳細検査終了の日から12ヶ月を超えない時期 ^(注1)
定期検査：デリック装置に対する詳細検査	登録検査又は前回の定期検査の終了の日から4年を超えない時期 ^(注2)
荷重試験：揚貨設備に対する荷重試験	登録検査の時期及び登録検査又は前回の荷重試験の終了の日から4年を超えない時期 ^(注2)

(注1) 本会の承認を得て3ヶ月を超えない範囲で延期できる。国際航海に従事しない日本籍船舶では、船舶の年次検査、中間検査又は定期検査の時期に行うことができる。

(注2) 本会の承認を得て12ヶ月を超えない範囲で延期できる。国際航海に従事しない日本籍船舶では、船舶の定期検査の時期に行うことができる。

- ②揚貨装具に対する試験荷重を外国籍用の規則(本年1月1日施行)に合わせた。

1.2.3 自動化設備規則

検査実施時期及び検査の種類を鋼船規則B編改正案に合わせた。(現行中間検査を年次

検査に改正)なお、船級要件として登録を受ける設備では船級検査の時期に行うのでこの設備についての定期検査は、4回目の年次検査の時期から開始できることになる。

1.2.4 冷蔵設備規則

検査実施時期を鋼船規則B編改正案に合わせた。なお、定期検査は、4回目の年次検査の時期から開始できることとした。

1.2.5 高速船規則、強化プラスチック船規則及び潜水装置規則

検査実施時期及び検査の種類を鋼船規則B編改正案に合わせた。

1.2.6 フローティングドック規則

検査要件の適用を明確にするとともに、定期検査の間隔を5年に改めた。

2. 改正規則の適用及び経過措置

2.1 次回検査の指定日

改正規則は、1997年7月1日以降に登録検査又は定期検査を完了する船舶から適用する。

即ち、

- (1) 現有船級証書の有効期間4年の満了までは、旧規則の指定日が適用される。
- (2) 1997年7月1日以降初めて行う定期検査は、旧規則による検査期日(4年制)に実施する。
- (3) 検査着手が1997年6月30日以前の場合及び延期されている場合を含み、定期検査が1997年7月1日以降完了する船舶に適用する。

2.2 検査の内容

改正規則は、1997年7月1日以降に登録検査又は定期検査を完了する船舶から適用する。

即ち、

- (1) 現有船級証書の有効期間4年の満了までは、旧規則による検査(1中、2中等)を実施する。
- (2) 但し、各検査の項目及び程度については、表2.に示す通り改正規則の該当する要件によって差し支えない。

表2. 検査の内容に関する新旧対照

旧規則	新規則
1中(4章)	中間検査、ボイラ検査、機関計画検査(4章、7章及び9章9.1.5)
2中(4章)	年次検査(3章)
船底検査(5章)	船底検査(6章)
プロペラ軸検査(6章)	プロペラ軸検査(8章)

- (3) なお、新規則適用における定期検査の種類は、建造日からの経過年数に応じた検査の種類(「第〇回定期検査」)を適用する。

2.3 経過措置

この新規則を適用するにあたり移行期の定期検査実施に関する経過措置は、次の通りとする。

(1) 1997 年 7 月 1 日前に定期検査が完了する船舶の取り扱い

これに該当する船舶は、旧規則を適用して有効期間 4 年の証書が発給されているが、次の①の取り扱いにより、7 月 1 日以降簡易な検査により定期検査を繰り上げて実施し、5 年の有効期間の証書を発給することができる。但し、救命設備、無線設備等の運輸省の行う検査に係わる経過措置については、別途運輸省の指示するところによる。

①繰り上げて行う定期検査を受検する日から前 12 ヶ月以内に前回の定期検査及び入渠して行う船底検査を実施している場合：

前回の定期検査で行った事項については、新規則による年次検査を行った上で、検査員の見込みにより省略することができる。〔旧規則 B 編 3.1.2 の準用〕

(2) 国際航海に従事する油タンカー、鉱石運搬船及びばら積貨物船以外の船舶で、1997 年 7 月 1 日以降に初めて行う定期検査時に船底検査を分離して実施する船舶の取り扱い

②当該定期検査の前に船底検査が行われる場合：

- ・当該船底検査時に定期検査を繰り上げて実施する場合；

繰り上げて実施することが困難な定期検査の一部の検査項目及び定期検査時に行う検査については、指定事項として、12 ヶ月を超えない範囲で延期することができる。〔旧規則 B 編 1.1.4 の準用〕

- ・当該船底検査時に定期検査を繰り上げて実施することが困難な場合；

当該船底検査から 12 ヶ月を超えない定期検査においては、当該船底検査時に実施された項目については検査員の見込みにより省略できる。〔旧規則 B 編 3.1.2 の準用〕

③当該定期検査の後に船底検査が行われる場合：

- ・当該定期検査において、定期検査の一部の項目及び船底検査等の定期検査時に行う検査を 12 ヶ月を超えない指定された船底検査の時期まで指定事項として延期することができる。〔旧規則 B 編 1.1.4 の準用〕

なお、国際航海に従事する油タンカー、鉱石運搬船及びばら積貨物船は、1997 年 7 月 6 日以降初めて行う定期検査時における船底検査については、IMO 決議 A.744(18)「油タンカー及びばら積貨物船の検査強化プログラム(ESP)に関するガイドライン」において、1997 年 7 月 6 日迄、船底検査と ESP の定期検査の分離実施を認められているが、同日以降の定期検査では ESP の定期検査を入渠した船底検査時に行う旨定めており*4、この為下記を満足するように船底検査又は定期検査を繰り上げて計画し、同ガイドラインの規定に合致させる必要がある。従って、これらの船舶は、

- ・定期検査と船底検査を同時期に行うか、又は、
- ・定期検査の前 12 ヶ月以内に船底検査(ESP の定期検査の項目を含む。)を行う〔旧規則 B 編 3.1.2 の準用〕ことが要求される。

*4:Res. 744(18) ANNEX A, B からの抜粋

2.2.4 However, in order to allow time for transition to the enhanced inspection

system, until 6 July 1997, the Administration with a survey cycle of 4 years or less may carry out dry dock-surveys separately from the enhanced inspections during periodical survey. For ships to which this applies, the enhanced inspections during periodical survey should be conducted at facilities which possess the capabilities necessary to properly conduct the examinations and testing required, and all other requirements of the enhanced inspection guidelines should be met.

VOID